

令和4年度の事業報告書

令和4年 1月 1日から令和4年12月31日まで

特定非営利活動法人ユニバーサル・ケア

1 成年後見制度利用の現状

成年後見制度利用促進法に基づく国の第一次推進計画は令和4年3月末時点で完了したが、過去5年間の全国での成年後見制度利用件数をみると、多少の増加はあったものの普及に向けての進展があったとは言い難い結果であった。推進計画の主要な達成目標を見ても目立った成果は確認できず、以下のように未達成の項目が多く残された。

- ・国民の多くは成年後見制度についてのメリットを感じることができず、制度や運用に対する不満や苦情がくすぶっている。
- ・市町村において進めている中核機関の整備状況も達成率は6割を切っている。
- ・任意後見契約の利用推進も目立った広がりはみられない。
- ・市民後見人等や法人後見人の育成等も掛け声倒れに終わっている。

大きな期待を背負って施行された『成年後見制度利用促進法』であったが、残念ながら「成年後見制度そのものに対する不信」と「利用のメリットが見いだせない成年後見」というマイナスイメージを払しょくできないまま時間だけが経過し、利用促進法の意義には大きな疑問符が付けられている。

2 事業の成果

当法人の「成年後見に関する活動」においては、コロナ禍の中で活動は様々な局面で制約を受け、通年で実施していた『成年後見講座』も開催は3回だけとなった。当年度中の新規受任件数は12件（法定後見および任意後見の合計）に留まり、また、期間中のご本人死亡案件が相次いだため本年度末の有効受任件数は94件となった。

活動スタッフとして新たに2名が参加し、退会した者2名を差引いて年度末において後見事務に従事する者は22名となった。

『後見相談コールセンター』による無料電話相談と面談による無料相談は、利用件数が合計で118件となった。京都市・府内での利用者に加えて関東地域を中心とした他の地域からの相談も増加し、当法人のサービスに対する関心も高まっているものと思われる。

3 発生した重大な不正流用事件

当年10月に、家裁から「不正の疑い」との指摘を受けて調査を行ったところ、当法人の一人の担当者が7件の法定後見（後見および補助）でお預かりした預貯金通帳から多額の預金を不正に引き出し、私的に流用していたことが判明した。

調査結果を家裁に報告したところ、7件の内1件が「成年後見人解任事件」となり、その結果、当法人は審判により後見人を「解任」された。

またそれによって、当法人が選任されていた他の法定後見案件62件についても、一旦は専門職が後任の後見人等に選任された後、すべて解任される結果となった。

その後、不正が行われた7件については、新たに後見人等に選任された弁護士と協議し、不正額の内1,740万円を当法人の財産をもって弁済したが、一つの案件については、不正を行った本人が別途追加弁済するということで解決する予定である。

この事件の結果、当法人はこれまで受任したすべての法定後見案件を失い、今後は24件程度の任意後見契約（内、発動2件）の事務のみを行うこととなった。

支払った賠償金1,740万円については、加入していた損害賠償責任保険の会社に保険金請求を行っており、支払保険金は未定ながら、基本的には「保障対象である」との判断をもらっている。

今回の事件により、これまでの代表者理事は引責辞任となり、今後、新たな代表者を選任することとなる。

利用者ならびに関係者の皆様には、このような重大な不祥事件を起こしたことにつき、深くお詫びを申し上げたい。

4 当年度の主な活動

1) 実施した講座等

当法人は、成年後見制度の一層の普及を目指して、独自に構成した「成年後見1日講座」を開催し、また、京都府内外団体等からの要請に応えて以下記載のとおり成年後見関連のセミナーを実施した。

◎成年後見制度の普及活動（主なもの）

- ・成年後見1日講座 計3回

5月21日 7月9日 9月24日

（実施場所はいずれも当法人常設相談所内）

◎他団体での講座

- ・兵庫県氷上市のNPO法人『市民後見たんば』が主催する「市民後見人養成講座」に講師として参加
- ・福知山市のNPO法人『市民後見センターふくちやま』が主催する「市民後見人養成講座」に講師として参加

2) 市民後見を行う他団体との連携活動

当法人の広報強化と他団体との連携推進のため、以下の活動を行った。

- ・令和3年より発足した『全国市民後見推進協議会』主催のZoom会議に参加し、全国の20以上の団体と意見交換を行った。
- ・福岡市に拠点を持つNPO法人『高齢者・障害者安心サポートネット』を訪問し、市民後見の在り方について意見交換を行った。

3) その他

- ・「伝統文化の保存・継承に関する活動」については、休止状態である。

5 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位:千円)
	添付別紙記載のとおり			32,903千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位:千円)
	実施しなかった		0千円

(備考)

- 1 (1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 (2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。